**令和６年度女性のつながりサポート（企画提案型）事業実施業務委託**

**企画提案募集実施要領**

**１　趣旨**

　　この実施要領は、「女性のつながりサポート（企画提案型）事業」に関する委託業務の契約候補者を企画提案方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

**２　事業概要**

「令和６年度女性のつながりサポート（企画提案型）事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

**３　委託期間**

以下のいずれかの期間で実施（提案時に選択）

　　①　令和６年６月８日（土）～令和６年10月31日（木）

　　②　令和６年10月１日（火）～令和７年１月31日（金）

　　③　令和６年６月８日（土）～令和７年１月31日（金）

**４　採択予定数**

７件程度

なお、同一団体からの応募は委託期間の区分および内容の異なる提案**２件**

**まで**可能とする。

**５　提案上限額**

１件あたり30万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を限度とする。

**６　応募団体の資格**

次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。法人格の有無は問わない。

　⑴　富山県内に活動拠点を持ち、県内で活動する団体（３名以上で構成）

　⑵　組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること

　⑶　政治活動または宗教活動を行うことを主たる目的としない団体

　⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う団体でないこと

**７　企画提案書等の提出**

⑴　提出期間

　　　令和６年５月８日（水）から５月24日（金）17時まで（必着）

　⑵　提出書類（すべてＡ４版で提出すること）

　　①　【様式第１号】女性のつながりサポート（企画提案型）事業企画提案書

　　②　【様式第２号】事業提案計画書

　　③　【様式第３号】実施事業予算書

　　④　【様式第４号】実施事業スケジュール

　　⑤　【様式第５号】団体調書

　　⑥　【様式第６号】団体目的等についての確認書（任意団体の場合）

⑦　 団体の定款、規約、会則等

⑧　 前年度の事業報告書及び収支計算書

⑨　 団体の活動経歴がわかるもの（新聞報道の記事、定期刊行物等）

⑩　 その他提案する事業を理解するために参考となる資料

　⑶　提出先

　　　〒930-8501　富山市新総曲輪１－７

　　　富山県厚生部こども家庭室こども未来課　家庭福祉担当

　　　E-mail：[akodomokatei@pref.toyama.lg.jp](mailto:akodomokatei@pref.toyama.lg.jp)

　⑷　提出方法

　　　電子メールまたは郵送

　　　送付後に必ずこども家庭室こども未来課家庭福祉担当（076-444-3209）まで電話連絡すること。

**８　質問の受付**

　　本企画提案募集についての質問は、【様式第７号】質問書に記載のうえ、電

子メール又はＦＡＸで提出すること。

　⑴　提出期限

　　　令和６年５月15日（水）17時まで（必着）

　⑵　提出先

　前記７⑶提出先と同じ

　　　※ＦＡＸの場合は、076-444-3493

　　　※電子メールの件名は、「【質問書】女性のつながりサポート（企画提案型）事業」とすること。

　⑶　回答

　　　質問に対する回答は、５月17日（金）に、県のホームページにて公表する。

**９　選定方法**

５月24日（金）17時までに提出のあった提案企画書等の内容を審査会において、【別紙】審査基準を参考に審査し、総合的に優れた提案をした者を契約候補者として選定する。

　　なお、審査にあたり、提案の内容について個別にヒアリングを実施する場合がある。

また、選定結果については審査会開催後、採否にかかわらず事業企画提案のあった団体に書面で通知する。なお、決定経緯および決定理由等に関する問合せには、応じないものとする。

**10　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 項目 |
| ５月８日（水） | 公募開始 |
| ５月15日（水）17時 | 質問書提出期限 |
| ５月17日（金） | 質問回答日 |
| ５月24日（金）17時 | 企画提案書等提出期限 |
| ５月下旬 | 審査会（書面開催） |
| 審査会開催日以降 | 審査結果の通知  委託契約の締結 |

**11　情報公開**

　　事業の「公正性」および「透明性」を高めるため、企画提案の募集から、契約候補者の決定、事業の実施内容については県のホームページにて公表する。

**12　その他**

　⑴　提案された書類は、必要に応じて複写することがある。なお、複写の使用は県庁内及び審査会の場に限るものとする。

　⑵　次に掲げる者の企画提案は無効とする。

　　　・企画提案書等に虚偽の記載をした者

　　　・所定の日時、場所に書類を提出しなかった者

　　　・その他、本企画提案に関する条件、指示事項等に違反した者

　⑶　本企画提案募集への応募及び契約締結までに要する費用は、企画提案者（契約候補者）の負担とする。

　⑷　県は、令和６年度女性のつながりサポート事業の一部を（公財）富山県女性財団（以下、「女性財団」という。）に委託して実施しており、本事業は、女性財団が契約候補者と協議のうえ、委託契約を締結する。

　⑸　契約候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは契約候補者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、女性財団は、その団体との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた団体と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。